令和６年度介護報酬改定に係る質問票

　令和６年度介護報酬改定の内容について、質問等があれば、次の欄に記載し、メールで送付して

ください。なお、電話での質問は受け付けておりません。

**<メールアドレス>**[**fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp**](mailto:fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp)

**<メールの件名（タイトル）> 　（法人名）介護事業者指導G：令和６年度介護報酬改定質問**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所・施設名 |  |
| 担　　当　　者 |  |
| 電　話　番　号 |  |
| メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 |  |
| 加算等項目名 |  |
| 質問内容 |  |
| 疑問に思った理由 |  |
| 事業所・施設  としての意見 |  |
| 参考にした資料名とページ番号 |  |

**【注意事項】**

１　質問は、１枚につき１件としてください。

２　国や県の資料や関係法令をよく読んだ上、事業所・施設（以下「事業所等」とします。）としての考え方を記載してください。

３　広島県内に所在する介護サービス事業所等からの質問に限ります。ただし、広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所等は、それぞれの市の介護保険担当課に質問をしてください。

４　居宅介護支援、介護予防支援及び地域密着型サービスに関する質問は、事業所等の所在の市町介護保険担当課に行ってください。

５　回答は、厚生労働省に確認後、県のホームページの「介護サービスＱ＆Ａ」に順次掲載の上、メーリングリストでお知らせする予定です。（個別の回答は行いません。）